

高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (第1号、第2号 略) (削除) (3)補助事業の内容の変更をしようとするとき(軽微な変更を除く。)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(状況報告及び繰越しの申請)</p> <p>第16条 補助事業者は、<u>次項に該当する場合を除き、補助事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合又は知事から要求があった場合は、別記第7号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p> <p>1 この要綱は、平成21年8月4日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和5年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条、第20条から第22条まで及び第24条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (第1号、第2号 略) <u>(3)補助事業の期間を延長しようとするとき。</u> (4)補助事業の内容の変更をしようとするとき(軽微な変更を除く。)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(状況報告及び繰越の申請)</p> <p>第16条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、別記第7号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p> <p>1 この要綱は、平成21年8月4日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和4年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条、第20条から第22条まで及び第24条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

(中略)

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(1) 鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり線の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策(改修工事(設計を除く。))に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費及び附帯工事費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	
補助金額		補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(2) 地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり線の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策(改修工事(設計を除く。))に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費(資産の購入を含む。)及び附帯工事費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費及び調査費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	
補助金額		補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(中略)

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

(新設)

別表第1 (第5条関係)

(1) 鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり線の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策(改修工事(設計を除く。))に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費及び附帯工事費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額

(2) 地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり線の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策(改修工事(設計を除く。))に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費(資産の購入を含む。)及び附帯工事費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費及び調査費(補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。)	
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額

(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業	ごめん・なはり線の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。） ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額		補助対象経費に $\frac{6}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に $\frac{2}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額

(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業	ごめん・なはり線の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。） ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額		補助対象経費に $\frac{3}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に $\frac{2}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額

(4) 鉄道施設総合安全対策事業（老朽化対策事業）

補助事業者		土佐くろしお鉄道株式会社	
補助対象事業		ごめん・なはり線の老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業	
補助対象経費		本工事費、付帯工事費及び用地費 ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額		補助対象経費から国庫補助額を減じた額に $\frac{2}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

(4) 鉄道施設総合安全対策事業（老朽化対策事業）

補助事業者		土佐くろしお鉄道株式会社	
補助対象事業		ごめん・なはり線の老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業	
補助対象経費		本工事費、付帯工事費及び用地費 ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額		補助対象経費に $\frac{2}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

(5) 地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

補助事業者		四国旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る事業（誘導用ブロックの整備等） バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に係る事業（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	
	事務費	補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	
		※消費税は、補助対象外とする。	

(5) 地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

補助事業者		四国旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る事業（誘導用ブロックの整備等） バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に係る事業（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	
	事務費	補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	
		※消費税は、補助対象外とする。	

補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額
------	------------------------	------------------------------------

補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額
------	------------------------	------------------------

(6) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費	
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額		

(6) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費	
補助金額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額		

別表第2 略

別表第2 略